

総社市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第1号

総社市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

総社市職員の育児休業等に関する条例（平成17年総社市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の細目の表示に下線が引かれた条及び号の細目（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条とし、移動条等に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除号の細目」という。）を削り、移動後条に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除号の細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）及び（2）略 （3）次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>（ア）</u> その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）まで（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日まで）に、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じ</p>	<p>（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）及び（2）略 （3）次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>（ア） 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である者</u> <u>（イ）</u> その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）まで（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日まで）に、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用され</p>

改正後	改正前
<p>くする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない者</p> <p><u>(イ) 略</u> イ及びウ 略</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p> <p>（部分休業の承認の取消事由）</p> <p>第22条 略</p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p>第23条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員若しくはその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p>第24条 <u>任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、育児休業に関する相談体制の整備のほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならない。</u></p> <p>（その他）</p> <p>第25条 略</p>	<p>ないことが明らかでない者</p> <p><u>(ウ) 略</u> イ及びウ 略</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p><u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> <u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>（部分休業の承認の取消事由）</p> <p>第22条 略</p> <p>（その他）</p> <p>第23条 略</p>

改正後	改正前

附 則
この条例は、令和4年4月1日から施行する。